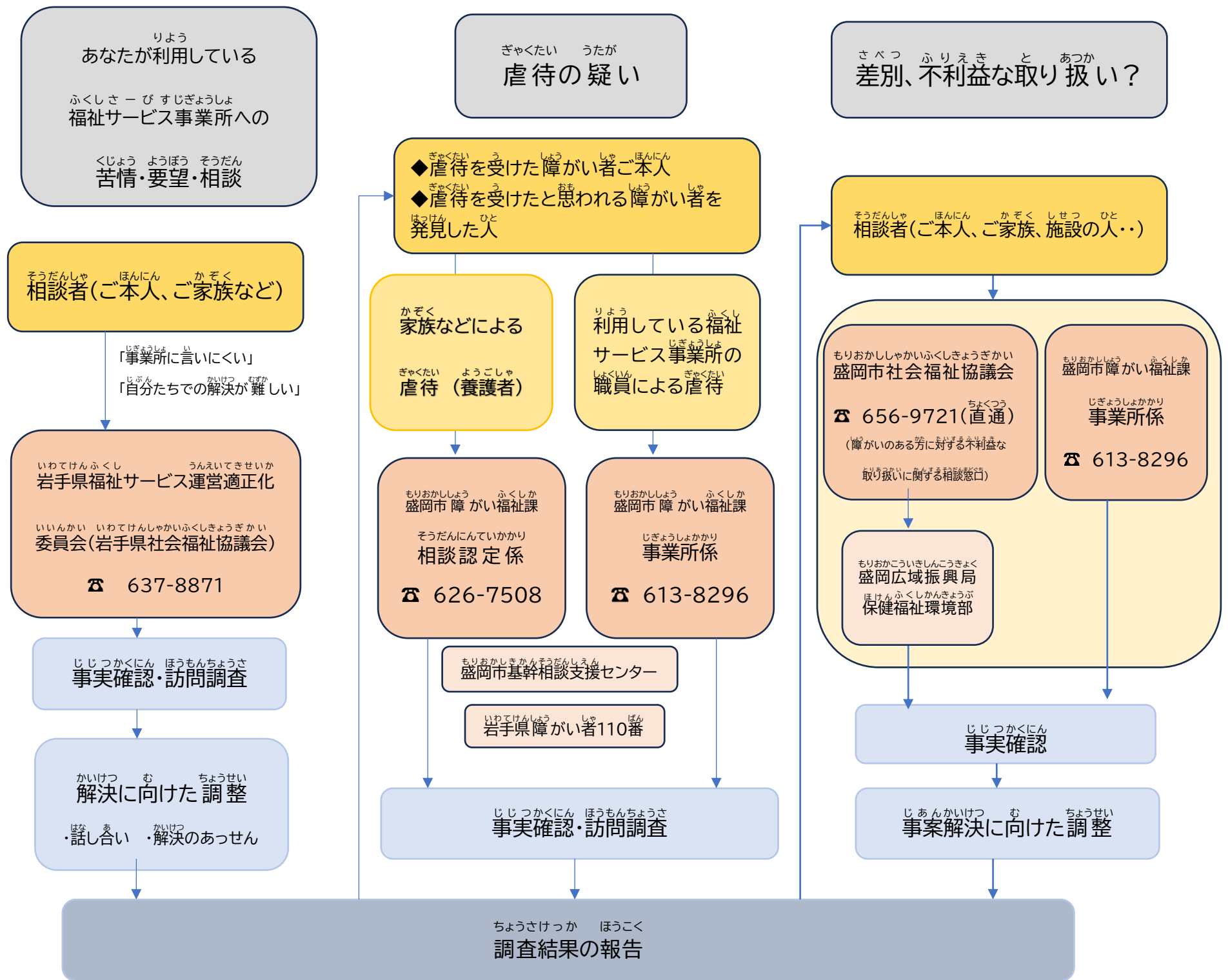


けんりようご かん そうだん ちゃー と
権利擁護に関する相談チャート



※相談・通報されたあなたが特定されないよう配慮します。

岩手県福祉サービス運営適正化委員会についてのQ & A

Q 1 どのようなことに相談できるの？

A 1 障がい者、児童などに対して提供される福祉サービスに対する苦情について相談できます。

例 1：サービス内容が契約と違う。

例 2：職員の態度や言葉遣いが悪い。など

Q 2 誰が相談できるの？

A 2 福祉サービスを利用している本人、家族、代理人（本人の同意を得ている方）等が相談できます。

Q 3 どのように対応してくれるの？

A 3 当事者双方に対する助言のほか、必要に応じて事情調査等を行い、話し合いによる解決を目指します。（ただし、調査やあっせんの実施には、事業者の同意が必要です。）

岩手県福祉サービス適正化委員会には、指導・監査の権限はありませんが、虐待や法令違反のおそれがある場合は、県知事に通知します。

